応をまとめたパンフレットを作成しま さまざまな障がいの特徴や対 していますので

●視覚障がい

ています。

●聴覚障がい

●肢体不自由

●内部障がい

できない人もいます。

視力、視野、色覚などの障がいにより、

生活に支障が出ている状態です。全く見 えない人や、視力があっても見えづらさ

を抱えている人がいます。物の位置関係

を把握できず、移動することが困難であ

るなど、さまざま生活のしづらさを抱え

耳の疾患などにより、先天的もしくは

後天的に聴力に異常が生じている状態で

す。全く聞こえない人もいますし、音が

しているのは分かっても言葉として認識

体の動きに関する器官(手足・胴体・

体幹に関わる部位)が疾病や事故によっ

て損失したり、動かすことが難しい状態

です。物を持つ、移動するなど日常生活

に欠かせない動作ができなくなるため、

義手や義足、車いすなどで機能を補うこ

内臓(心臓、腎臓、呼吸器、肝臓など) の機能が疾病によって損失したり、機能

に異常が生じている状態です。外見から

とや他者の支援が必要になります。

知ろうとすることが、 が基本です。 そして、

くるための一歩になります もない人も共に暮らしやす なら何をしてほしいかを確認すること ばこちらから声を掛け、手助けが必要 てみましょう。 自分ができることを考え 困っている様子があれ 障がいがあるー 徐々にお互いを い地域をつ

まずはお互いを知りましょう

嘔員対応要領を作成しました

精神障がい 障がいには身体障がい、知的障がい 難病などいろいろな種類があ 発達障が 高次脳機能

ある人に差別的取り扱いをしないよう

また合理的配慮を行えるように職

可児市においても、

職員が障がい

為による差別) 要なお知らせをしたりするなど、その 点字や音声による案内のない文書で重 いことで結果的に差別的な扱い するよう求めたり、目の見えない人に 人の状況に応じた配慮が十分にできな 車いすを利用している人にエレ ―ターがない場所で上下の階を移動 をしてしまうことがあ

> 行っていきます。 や啓発を行うため、

合理的配慮を提供してほしいときは

市役所や市の機関 (各連絡所など)

である地域障害者差別解消協議会が調 その結果をお知らせします。 ただいても、 は福祉課ですが、 てください。 希望がある場合には、 よう何らかの配慮をしてほしいという がいのない人と同じように利用できる で差別的取り扱いを受けた場合や、 に納得がいかない場合には、 障害者差別解消法の窓口 関連する部署で検討し、 どの部署にお話しい 市役所に相談し 外部機関 ŧ し結果

知っておいてほしい

はどのような障がいか分かりにくいこと や、継続的な医療ケアが必要であること が多いなど、生活において制限があるこ

さまざまな障がいの特徴

とが特徴です。 ●知的障がい

変なことかもしれません。

まずは、

どんな配慮が必要かを理解するのは大

全ての障がいについて、

その特徴や

なたのすぐ身近にいる障がいのある人

生まれつき、もしくは発達段階におい て何らかの原因で知的機能に障がいがあ り、社会生活への適応に困難がある状態 です。知能の遅れから生じる行動の特徴 と、周囲の対応の拙さから生じる行動の 特徴(適応困難)があります。

※もっと詳しく知りたい人のために、福祉課でパンフレットを配布しています。

障がいの程度はさまざまで、必要な配 慮も異なります。障がいが軽度で、働い ている人もたくさんいます。

●精神障がい

精神疾患により生活のしづらさを抱え ている状態です。統合失調症、うつ病、 アルコール使用障がいなど精神疾患はさ まざまで、その特徴や症状も異なります。 症状の多くは、適切な治療を受け服薬

をすれば軽減または消失します。治療を 続けながら社会生活を送っている人もた くさんおり、周囲の理解と温かい目が大 切です。

●発達障がい

生まれつき脳の一部の機能に障がいが

あり、通常と異なる発達過程をたどり 社会生活に支障が出ている状態です。

配慮が必要かを職員自らが気付き、

いやりを持って応対するための手引で

今後は、障がいに関する知識の普及

職員研修などを

な障がいの特性を理解し、 員対応要領を作成しました。

どのような

さま ちま ちま

発達障がいのある人は、他人との関係 づくりやコミュニケーションが苦手です。 障がいとは気付かれずに、その行動や態 度を「自分勝手」とか「変わった人」と 思われてしまうことも少なくありません。 発達障がいは、いくつかのタイプに分類 されており、自閉症、アスペルガー症候 群、注意欠如·多動症(ADHD)、学 習症(LD)などがあります。

●高次脳機能障がい

交通事故や脳血管障害などの病気によ り、脳に損傷を受けることで生じる障が いです。損傷する部位によって記憶障が い、注意障がい、社会的行動障がいなど の症状が出ます。

●難病

難病は、国の難病対策要綱で次のよう に定義されています。

①原因不明、治療方針未確定であり、か つ後遺症を残す恐れが少なくない疾病 ②経過が慢性にわたり、単に経済的な問 題のみならず介護などに著しく人手を 要するために家族の負担が重く、また 精神的にも負担の大きい疾病

~障がいがある人もない人も共に暮らしやすい社会を目指して~

障害者差別解消法が できました

な差別的取り扱い」と「合理的配慮の

障がいを理由とする差別には

「不当

个提供」があります。

不当な差別的取り扱いは、

正当な理

ることです。 行うことを などの負担がかかりすぎない範囲で 応じた変更や調整などをお金や労力 のある人の申し出により、 るために必要なことを考えて、 は付けないような条件を付けたりす とで商品やサービスの提供を拒否し 田がないのに、 制限したり、 障がいのある人が社会参加す 「合理的配慮の提供」とい 障がいがあるというこ 障がいのない人に その状況に 障がい

ながら一緒に生きる社会を目指して お互いに人格と個性を大切にし合い の国民が障がいの有無にかかわらず をなくすためにつくられました。全て 業者による、 とする差別の解消の推進に関する法平成28年4月1日から「障害を理由 に行政機関や会社、 (障害者差別解消法)」 この法律は国・ 障がいを理由とする差別 お店などの民間事 市区町村といっ が施行され

障がいを理由とする差別の事例

こんな場面で困ったことはありませんか?

不当な差別的取り扱い

飲食店で車いすの人が移動できるスペースが あるのに入店を断る。



知的障がいや発達障がいなどの症状からじっと していられない人に、病院の診察を断る



合理的配慮の不提供

厚がいを理由とする差別とは

目が見えないことを知りながら、商品やサー ビス内容を口頭で説明しない。



耳が聞こえないことを知りながら、筆談など 音声以外のコミュニケーションをしない。



11 広報かに 2016.4.1 広報かに 2016.4.1 10